

3分でわかる！ 「特定技能1号外国人」採用

登録支援機関 ジー・コミュニケーション

そもそも・・・ 特定技能1号外国人とは

- ▶ 特定技能1号外国人とは、特定技能1号の在留資格を持つ外国人です。
- ▶ 「特定技能1号」の在留資格は、2019年に新しい法律ができて、認められた在留資格です。
- ▶ 以前は、日本で働く外国人は、「現場の単純労働」は出来ませんでした。しかし、日本の人手不足が深刻になり、外国人の活用が必要になりました。そこで、「外食業」や「食品加工」「介護」など、13分野の仕事に限って外国人が日本で働くことができるように、新しい法律が出来ました。

特定技能1号外国人はどんな人？

- ▶ 特定技能試験（外食や食品加工など）に合格して、特定分野の知識がある程度ある人です。
- ▶ 日本語検定試験の4級以上に合格していて、日本語でのコミュニケーションがとれる人です。
- ▶ 日本に住んでいる人と、外国からやってくる人がいます。
- ▶ ジー・コミュニケーションで紹介する外国人は、日本での生活経験のある、日本語学校や専門学校の卒業生、元技能実習生などです。

特定技能1号外国人と他の外国人はどこが違うの？

- ▶ 一番の違いは、特定技能外国人は「支援計画書」にもとづく、法律で決められた支援（サポート）が必要な点です。
- ▶ 法律では10項目の支援が義務付けられています。
- ▶ 具体的には・・・
 - ①事前ガイダンス
 - ②出入国の際の送迎
 - ③住居の確保や生活に必要な契約の支援
 - ④生活オリエンテーション
 - ⑤公的手続きの同行
 - ⑥日本語学習機会の提供
 - ⑦相談・苦情への対応
 - ⑧日本人との交流促進
 - ⑨転職支援（人員整理の場合）
 - ⑩定期面談・行政機関への通報

支援一覧



事前ガイダンスの提供



出入国する際の送迎



適正な住居の確保・生活
に必要な契約の支援



生活オリエンテーション
の実施



公的手続き等の補助



日本語学習の機会の提供



相談または苦情への対応



日本人との交流促進



定期的な面談の実施・行
政機関への通報



転職支援
(人員整理等の場合)

外国人への「支援」は誰が行うのか？

外国人を雇用する会社が行うこともできますが、
お金を支払って「登録支援機関」に「支援を委託」することが一般的です。

「登録支援機関」とは、政府から認められた、特定技能外国人支援の専門家です。

(株)ジー・コミュニケーションは2020年に「登録支援機関」に認証されました。
そして、現在まで、約20人の特定技能外国人のサポートを行ってきました。

支援担当者は日本語、英語、中国語、ベトナム語を話す、外食業経験者で、特定技能人材の相談・面談に丁寧に対応します。

実際にどんな外国人材が働いているのか？

【紹介事例1】

イタリア人 女性 25歳

日本語レベル N3

ロッテリアバイト経験2年

勤務先 壁の穴（イタリアン）

雇用先の声 店の雰囲気良くなった。彼女目当てのお客さんが増えた。

【紹介事例2】

ベトナム人 男性 23歳

日本語レベルN2

居酒屋バイト歴3年

勤務先 オムライス亭